

イギリスにおける財務報告の概念的枠組みの展開 — 財務諸表の目的と財務情報の特性に関する考察を中心として —

可児島 達 夫

I はじめに

イギリスにおいて、会計基準の歴史的展開は、イングランド・ウェールズ勅許会計士協会 (The Institute of Chartered Accountants in England and Wales : 以下、ICAEW とする) によって1942年から1969年までに29種類公表された「会計原則勧告書」(Recommendations on Accounting Principles : 以下、RAPとする) に始まる。このRAPは任意的な実務指針であったため、会計実務は多様であり、1960年代半ばの企業買収・合併運動を機に、1970年1月に会計実務上の多様性を縮小する手段としての会計基準を設定する機関である会計基準運営委員会 (Accounting Standards Steering Committee : 以下、ASSC とする) が設置された。その後、ASSCは、スコットランドやアイルランドを含むイギリスの主要会計専門家団体を加え、1976年2月に会計職業団体諮問委員会 (The Consultative Committee of Accounting Bodies) の傘下に入る一委員会として、会計基準委員会 (Accounting Standards Committee : 以下、ASC とする) と改称された。ASCは、会員に強制力のある「会計実務基準書」(Statements of Standard Accounting Practice : 以下、SSAP とする) を公表してきた。

こうしたRAPやSSAPは、会計問題をケース・バイ・ケースに取り扱い、実務から帰納する方法によって作成され、公表されてきた。このような実践的アプローチ (pragmatic approach)¹⁾により会計基準を設定する場合には、理論的に一貫した基礎概念が示されないため、

多くの代替方法が容認されることになり、比較可能性が阻害されたり、会計基準間の首尾一貫性が欠けるなどの批判があった²⁾。

このような批判に対して、首尾一貫した概念的枠組み (conceptual framework) の観点からのアプローチにより会計基準を設定する必要性が指摘された。このようなアプローチを採る先駆けとなったアメリカの財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board : FASB) は、概念的枠組みについて次のように定義している。すなわち、「首尾一貫した諸基準を導き、かつ財務会計と財務諸表の性質・機能・限界を規定する、相互に関連した目的と基本概念 (fundamentals) の整合的な体系、すなわち一種の『憲法』(constitution)である。」³⁾イギリスにおいて、このような概念的枠組みに関する最初の公表書は、ASSCにより1975年7月に討議資料として発表された「会社報告書」(The

1) このアプローチは、記述論的 (descriptive) アプローチ、帰納的 (inductive) アプローチ、またはボトムアップ・アプローチともいわれる。

2) 岩崎勇稿「イギリスにおける会計の概念的枠組の研究についての一考察—The Corporate Reportを中心として—」『富士論叢』第37巻第2号 (平成4年11月)、1—2頁。

3) このアプローチは、規範的 (normative) アプローチ、演繹的 (deductive) アプローチ、またはトップダウン・アプローチともいわれる。

4) FASB, *Scope and Implications of the Conceptual Framework Project*, 1976, p. 2. (森川八州男監訳、小栗崇資・佐藤信彦・原陽一共訳『現代アメリカ会計の基礎概念—FASB財務会計概念報告書—』白桃書房、昭和63年、5頁。)

Corporate Report)⁵⁾である。その後、1981年8月にはマクヴェ (Richard Macve) により「財務会計および報告のための概念的枠組み」(A Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting)⁶⁾、1988年にはスコットランド勅許会計士協会 (The Institute of Chartered Accountants in Scotland) により討議資料として「会社報告書を価値あるものにする」(Making Corporate Reports Valuable)⁷⁾が公表され、さらに1989年3月にはソロモンズ (David Solomons) の報告により、ASCから「財務報告基準のためのガイドライン」(Guidelines for Financial Reporting Standards: 以下、「ソロモンズ報告書」とする)⁸⁾が公表された。

1990年8月には、ASCに代わって、法的裏づけを有する会計基準を独自の権限で作成し、公表できる会計基準審議会 (Accounting Standards Board: 以下、ASBとする) が設置された。このASBは、従来からの個別会計基準設定の他に、概念的枠組み設定もその目的の1つに掲げ、1991年6月から公開草案または討議草案として全7章から成る「原則書」(Statement of Principles)⁹⁾を公表してきた。そして、ASBは1995年に、この7章から成る「原則書」を再検討し、改訂版の公開草案として「財務報告のための原則書」(Statement of Principles for Financial Reporting: 以下、「改訂版原則書」とする)¹⁰⁾を公表している。

そこで、本稿では、イギリスにおける概念的枠組みの展開について概観する上で、まずは、

財務諸表の目的と財務情報の特性に議論を絞ることにして、それについて言及している「会社報告書」、「ソロモンズ報告書」、「原則書」、および「改訂版原則書」を取り上げ、その特徴、問題点について考察する。

II 「会社報告書」における財務諸表の目的と財務情報の特性

「会社報告書」において採用されている基本アプローチは、「会社報告書は可能な限り利用者の情報ニーズを満足させなければなら¹¹⁾ず、そのためには会社報告書が「有用でなければならない」(para.1.1)として、利用者指向アプローチを採用する。そして、会社報告書の基本目的は、「情報に対して合理的な権利を有する人に、有用な報告エンティティの資源や業績についての経済的測定とその情報を伝達することである。」(para.3.2)この文言における情報に対して合理的な権利を有する人とは情報利用者のことを指し示す (para.1.8)。したがって、「会社報告書」においては、利用者の経済的意思決定有用性アプローチを採用することを明ら

9) ASB, Statement of Principles:

The Objective of Financial Statements and the Qualitative Characteristics of Financial Information (Exposure Draft), 1991.

The Elements of Financial Statements (Discussion Draft), 1992.

The Recognition of Items in Financial Statements (Discussion Draft), 1992.

Mesurement in Financial Statements (Discussion Draft), 1993.

Presentation of Financial Information (Exposure Draft), 1991.

The Reporting Entity (Discussion Draft), 1994.

10) ASB, Exposure Draft, *Statement of Principles for Financial Reporting*, 1995.

11) ASSC, *op. cit.*, para.1.1.以下、本文中の本節において括弧内で示されているパラグラフは上記の論文において掲載されている箇所を示す。

5) ASSC, *The Corporate Report*, ICAEW, 1975.

6) Richard Macve, *A Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting*, ICAEW, 1981.

7) ICAS, *Making Corporate Reports Valuable*, 1988.

8) David Solomons, *Guidelines for Financial Reporting Standards*, ASC, 1989.

かにしている。

ここでいう「合理的な権利」とは、情報を要求する法的権限があるか否かにかかわらず、報告エンティティのパブリック・アカウントビリティから生じるものであり、それは当該エンティティの活動が利用者集団の利害を侵害するか、その可能性がある場合に存在する（para.1.8）。このパブリック・アカウントビリティとは、公に報告を行う責任であり、報告についての法的責任とは異なり、より広いものであり、経済エンティティによって社会において果たされている管理的役割から生じる（para.1.3）。ただし、その責任対象は、エンティティに利害を有する多様な人々に対する一般目的情報を報告する責任に限定されている（para.1.5）。

「会社報告書」では、このように情報について合理的な権利を有する情報利用者集団として、具体的に次の7つの集団をあげている（para.1.9）。すなわち、投資家、債権者、従業員、アナリスト・アドバイザー、取引先、政府、および一般大衆である。前述のパブリック・アカウントビリティを掲げていることから、政府や一般大衆までも含む広義の利用者集団を対象としている点に特徴がある。

次に、会社報告書が有用であり、このような基本目的を達成するためには、次の7つの特性を具備する必要があるとする（para.3.3）。すなわち、目的適合性、理解可能性、信頼性、完全性、客観性、適時性、および比較可能性である。

目的適合性とは、「会社報告書が可能な限り利用者の情報ニーズを満たすべきであるという基本思考を具体化する特性である。」（para.3.4）しかし、後述する「ソロモンズ報告書」、「原則書」、および「改訂版原則書」のように、具体的に各構成要素に分析するまでにはいたっていない。

理解可能性とは、「すべての重要な問題が開示されることを保証するニーズと、利用者により詳細なものを提供することによって当該利

用者を混乱させることを避けるニーズとの間のバランスを保つ場合に適用されるべき判断が必要であること」（para.3.5）を意味する特性である。これは、「合理的な訓練を受けた利用者が利用可能なすべての情報を可能な限り明瞭な形で提供することを要求する。」（para.3.5）

信頼性とは、「表示される情報は、当該情報がどの程度信頼できるものなのかを利用者が評価できるようにでなければならぬという点で信頼できるものでなければならぬ」（para.3.6）ということの意味し、「会社報告書に含まれる情報の信頼性は、それが独立的に立証される場合に高められる」（para.3.6）と述べ、これは後述する「ソロモンズ報告書」で明示される検証可能性を意味するものと思われる。

完全性とは、「表示される情報は、それが報告エンティティの経済活動の全体像を可能な限り利用者に提供するという点で完全でなければならぬ」（para.3.7）ということの意味する。

客観性とは、「表示される情報は、すべての適切な利用者ニーズを満たさなければならぬという点で客観的であることないし偏向がないこと、そして測定者の認識は、いかなる利用者集団の利害にも偏ってはいけないという点で中立でなければならぬ」（para.3.8）ということの意味する。これは、後述する「ソロモンズ報告書」や「原則書」における中立性を意味するものと思われる。

適時性とは、「表示される情報は、その公表日は、当該期末以降にできるだけ早く存在するべきであり、それがエンティティについての有用な新しい情報に貢献するという意味で、また会社報告書が最近の価値の測定値を含めばより有用であるという意味で適時でなければならぬ」（para.3.9）ということの意味する。

比較可能性とは、「情報は、利用者がそのエンティティの結果を期間比較および他の同様のエンティティと比較できるように表現されなければならぬ」（para.3.10）ということ

意味する。

それ以外に、会社報告書が前述のような特性を備えるためには、法的規制よりも経済的実質 (economic substance) を優先させる判断にもとづくべきであるとする (para.3.14)。これは、後述する「原則書」における実質優先主義を意味するものと思われる。また、実務上の判断として、コストと機密性 (confidentiality) が考慮されなければならないとする。前者は、コスト・ベネフィット間の選択問題であり、後者は、国家の利害や報告エンティティーの継続的存在を保持するためにはある一定の機密性が必要であるということである (para.3.15)。

以上のように、「会社報告書」における情報の特性については、その定義、各特性の詳細なる構成要素、および各特性間の関係についての説明が欠如しており、その点が不十分であると思われる。

Ⅲ 「ソロモンズ報告書」における財務諸表の目的と財務情報の特性

「ソロモンズ報告書」においては、前述の「会社報告書」と同様、利用者の意思決定有用性アプローチが採用される。利用者に対する財務報告を一般目的外部財務報告 (general purpose external financial reporting : 以下、財務報告とする) と称し、営利企業による財務報告の機能は、次の3項目に関心のある情報利用者に有用な情報を提供することであるとする。¹²⁾

- (1) 企業の財務業績および財政状態 (the financial performance and the position of enterprise) の評価
- (2) 企業の経営管理に責任がある人の業績の評価
- (3) 企業への投資、与信またはその与信の拡

張、企業との取引、あるいは企業による雇用に関する意思決定

財務報告の利用者として、次の4つをあげている (p.10)。すなわち、投資家、債権者、従業員、および顧客である。前述の「会社報告書」では、パブリック・アカウンタビリティという概念を掲げて、政府や一般大衆までも含む広義の利用者集団をあげていたが、「ソロモンズ報告書」では、財務情報に依存する度合をかながみて、たとえば政府は財務情報に接近できる権力を有する点で依存度が低いという理由で、利用者を限定している。¹³⁾

次に、財務情報の質的特性については、会計基準設定者が「良い会計と悪い会計とを識別する規準 (criteria)」 (p.29) としての役割を有するものであると定義する。「ソロモンズ報告書」があげる特性は次の5つである。すなわち、目的適合性 (relevance)、信頼性 (reliability)、首尾一貫性 (consistency)、中立性 (neutrality)、および実行可能性 (feasibility) である。

目的適合性については、「情報は、意思決定者が将来に関する予測を設定・確認・訂正する、または過去の事象に関する過去の予測を確認・訂正するのに役立つ能力があれば、意思決定の場面において目的適合的である」 (p.31) と説明されている。したがって、利用者の経済的意思決定に適合するためには、情報は予測価値 (predictive value)、確認価値 (confirmatory value)、そして訂正価値 (corrective value) を有しなければならない。また、意思決定を行うためには、情報が必要な時に利用可能でなければならないので、適時性 (timeliness) も目的適合性の構成要素である。

信頼性については、財務情報が表現しようとするものを忠実に表現することが利用者によっ

12) David Solomons, *op.cit.*, p.9. 以下、本文中の本節において括弧内で示されているページ数は上記の論文において掲載されている箇所を示す。

13) 前田貞芳稿「英国における会計報告枠組みの展開—『会社報告書』と『D. Solomonsのガイドライン』の対比を通じて—」『武蔵大学論集』第37巻第2～5号 (平成2年3月), 320, 335頁。

て合理的に確認できる場合、当該財務情報は信頼できると説明されている。信頼性のある情報を提供するためには、表現の忠実性 (representational faithfulness)、包括性 (comprehensiveness)、および検証可能性 (verifiability) という特性が必要である。すなわち、情報は、重大な誤謬や偏向がなく、それが妥当な記述によって忠実に表現していると利用者が信頼するとき、信頼性の特性を有する。その場合、いかなる現象の忠実な表現も、表現は完全であるということの意味する。関連した現象の忠実な表現のために必要とされる重要なものすべてを、報告される情報に内包すれば、情報は信頼性を有する。また、会計数値が会計担当者から独立した有資格の観測者によって検証されるならば、その情報は信頼できる (pp.32-35)。

首尾一貫性は、採用された会計方針および手続を毎期間、変更しないことである。会計方針および手続の継続的な適用は、会計数値の有用性を高め、期間的・企業間的な比較可能性を確保する (p.35)。

中立性とは、財務報告においては、あらかじめ決められた結果を導き出すように利用者に影響をおよぼすことを意図するような偏向がないことである (pp.36-37)。

実行可能性は、コスト・ベネフィット間において選択する場合に有効な特性である。基準設定者は、常に、改善された報告からのベネフィットがそれにともなうコストを超過することを立証することによって、新たな基準あるいは現行の基準を正当化する必要性を意識している (pp.37-38)。

以上の特性に加えて、識別的特性 (threshold quality) として重要性 (materiality) をあげている。重要性は、合理的な人間の判断に影響を与えない誤謬、省略、または誤記の大きさに関して最低限を設けるものである (p.31)。

以上、「ソロモンズ報告書」における情報の特性については、「会社報告書」に比べると、

定義や詳細な構成要素については明らかにしているが、特性間の関係についての説明は依然として欠如している点が問題である。

IV 「原則書」における財務諸表の目的と財務情報の特性

ここでは、ASBが1991年6月に公開草案として公表した「財務諸表の目的と財務情報の質的特性」(The Objective of Financial Statements and the Qualitative Characteristics of Financial Information) という「原則書」(Statement of Principles)¹⁴⁾について検討する。

「原則書」では、対象としての財務報告書を一般目的財務諸表 (general purpose financial statement: 以下、財務諸表とする) とし、それは、「少なくとも毎年作成表示され、広範な利用者の共通の情報ニーズに対するもの」(para.5) であり、「利用者のニーズを考慮して作成表示されなければならない」(para.5) として、前述の「会社報告書」や「ソロモンズ報告書」と同様、利用者指向アプローチを採用する。

「原則書」では、財務諸表の利用者として、次の7つをあげている (para.9)。すなわち、現在および潜在的な投資家、従業員、債権者、仕入先およびその他の営業上の債権者、得意先、政府および政府に関連する機関、および一般大衆である。「原則書」では、「ソロモンズ報告書」が4つの利用者を取り上げていたのとは異なり、「会社報告書」と同様に、政府や一般大衆をも含む7つの利用者を取り上げている点が特徴で

14) ASB, Exposure Draft, Statement of Principles, *The Objective of Financial Statements and the Qualitative Characteristics of Financial Information*, 1991. 以下、本文中の本節において括弧内で示されているパラグラフは上記の論文において掲載されている箇所を示す。

ある。財務諸表は、これらの利用者のすべての情報ニーズを満たすことはできないけれども、すべての利用者に共通する情報ニーズが存在するとして、「すべての利用者は、企業全体としての財政状態 (financial position)、経営成績 (performance)、および財務適応可能性 (financial adaptability) に何らかの関心をもっている」(para.10) とする。

「原則書」は、このような利用者の共通の情報ニーズを満たすために、「財務諸表の目的は、広範囲の利用者が経済的意思決定を行うために有用である企業の財政状態、経営成績、および財務適応可能性についての情報を提供することである」(para.12) とする。経済的意思決定とは「企業の現金の創出能力およびその創出の時期や確実性に関する評価」(para.15) を意味する。また、「財務諸表は経営者のスチュワードシップ、すなわち彼らに委託された資源のアカウントビリティの結果も示す」(para.14) とし、経営者のスチュワードシップに関する評価も財務諸表の目的の一つとしてあげている。しかし、「利用者が経営者のスチュワードシップを評価

しようとするのは、利用者が経済的意思決定を行うためである」(para.14) と述べていることから、「原則書」においては、結局、利用者の経済的意思決定に役立つことを財務諸表の目的としているといえる。したがって、「会社報告書」や「ソロモンズ報告書」と同様、「原則書」においても、利用者の経済的意思決定有用性アプローチが採られている。

しかし、財務諸表は、過去の事象に関する財務的影響を描写するのであって、将来の事象や非財務情報を提供しないので、必ずしも利用者が経済的意思決定を行うために必要であるすべての情報を提供するわけではないということも認識している (para.13)。

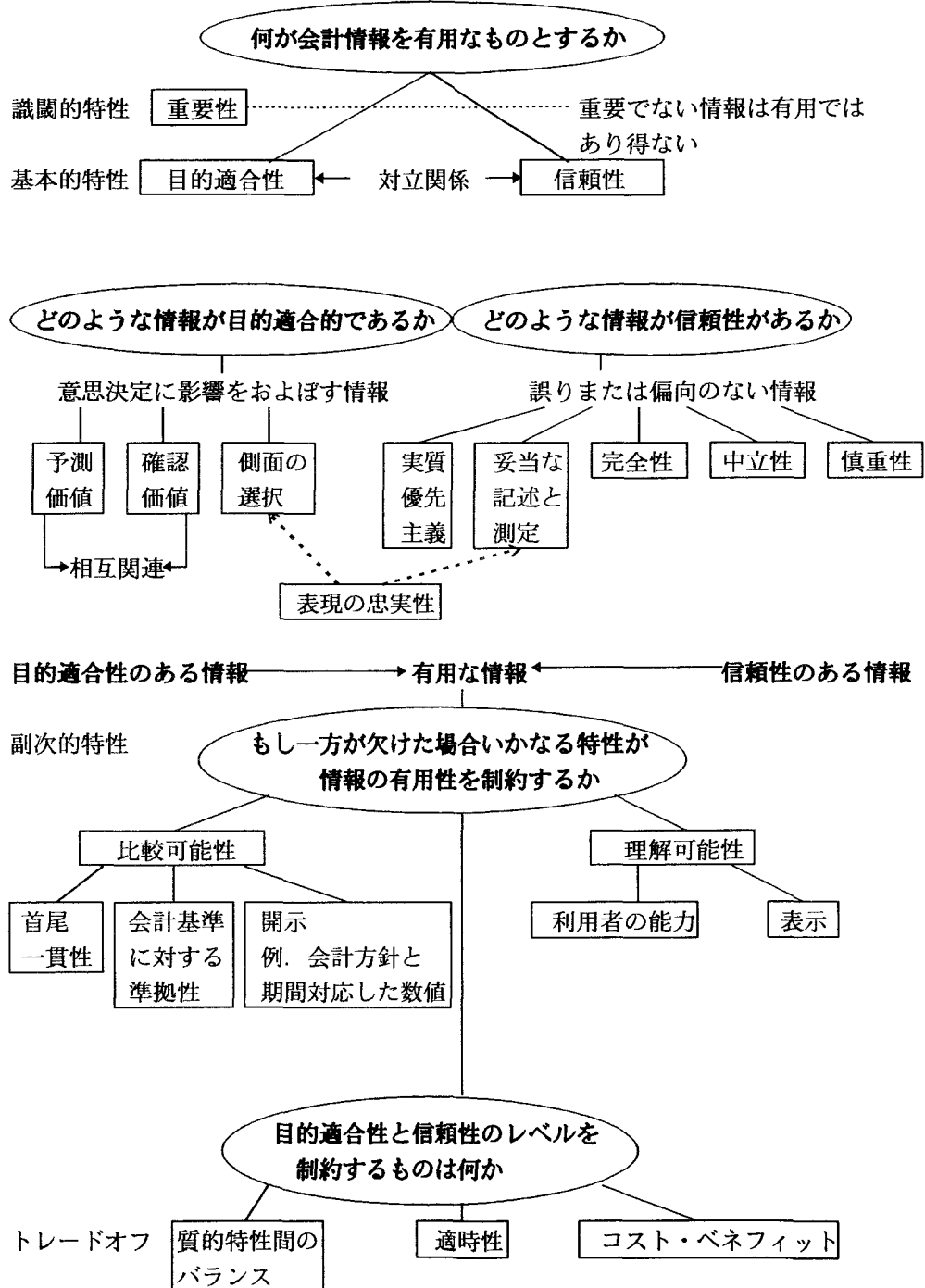
次に、財務情報の質的特性については、「原則書」は、「財務諸表において提供される情報を利用者にとって有用なものとする属性」(para.22) と定義づけ、IASCの概念的枠組みでは単に並列的に示されていた4つの質的特性(理解可能性、目的適合性、信頼性、および比較可能性)を2段階に区分し、より精緻化している。

すなわち、この4つの特性のうち、目的適合性 (relevance) と信頼性 (reliability) を基本的特性 (primary characteristics) とし (para.22)、比較可能性 (comparability) と理解可能性 (understandability) を副次的特性 (secondary characteristics) とする (paras.33-34)。この2段階に区分された特性間の相互関係については、「情報が目的適合的で信頼しうるものならば、その情報は、比較可能性を高め、合理的な知識を有する利用者には理解可能である」(paras.21-22) とする。すなわち、「財務情報が有用であるために必要不可欠な基軸となる特性」(paras.21-22) として、目的適合性と信頼性を掲げ、それを補完する副次的特性として比較可能性と理解可能性を掲げている。

また、目的適合性と信頼性のレベルを制約する特性として、質的特性間のバランス (balance between qualitative characteristics),

15) 経済的意思決定については、「原則書」の基礎となった国際会計基準委員会 (International Accounting Standard Committee · 以下、IASCとする) によって1989年7月に公表された「財務諸表の作成表示に関する枠組み」(Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements) においては、次のように具体的に明示されている。「(a) 持分投資の購入、保有または売却時期の決定、(b) 経営者のスチュワードシップまたはアカウントビリティの評価、(c) 従業員に対して給料を支払い、また他の便益を提供する企業能力の評価、(d) 企業への貸付金に関する安全性の評価、(e) 課税政策の決定、(f) 配当可能利益および配当金額の決定、(g) 国民所得統計の作成と利用、(h) 企業活動の規制」(IASC, *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*, 1989, preface.) このことから、IASCでは、経済的意思決定を配当可能利益計算や課税政策の決定まで含む比較的広い概念としてとらえている。

図表1 「原則書」における会計情報の質的特性



(出所) ASB, Exposure Draft, Statement of Principles, *The Objective of Financial Statements and the Qualitative Characteristics of Financial Information*, 1991. (一部加筆修正)

適時性 (timeliness), およびコスト・ベネフィット (benefit and cost) を掲げ (paras.40-42), さらに, 識閥的特性 (threshold quality) として重要性 (materiality) を掲げている (para. 39)。この識閥的特性とは, 「その情報の他の特性を考慮する前に考慮される必要のある特性である。」 (paras.38-39)

以上の各質的特性間の相互関係を図示したものが, 前頁の図表1である。

次に, それぞれの特性について詳しく検討する。まず, 基本的特性である目的適合性と信頼性について検討する。

目的適合性については, 「情報はそれが有用であるためには, 意思決定のための利用者のニーズに適合しなければならない。情報は, 利用者が過去, 現在, または将来の事象を評価し, あるいは利用者の過去の評価を確認または訂正するのに役立つことによって, 利用者の経済的意思決定に影響を及ぼす場合に, 目的適合性の特性を有する」 (para.23) とし, 利用者の経済的意思決定に適合するためには, 情報は予測価値 (predictive value) と確認価値 (confirmatory value) を有する必要がある, かつそれらは独立的なものではなく, 相互に関連するものである (para.24)。さらに, 「そのような評価は財務諸表において表示される項目のどのような側面を選択するかによって左右される」 (para.23) として, 前述の2つの構成要素に加えて, 側面の選択 (choice of aspect) という要素を明示する点に特徴がある。この要素は, 後述するように表現の忠実性 (faithful representation) という特性の一要素を成す。

信頼性については, 「情報は, それが有用であるためには, また信頼し得るものでなければならない。情報は, 重大な誤りおよび偏向がなく, それが表示しようとするかあるいは表示されることが合理的に期待される事実を妥当な記述によって忠実に表現したものであるとして利用者が信頼する場合に信頼性の特性を有する」 (para.26) としている。そして, 情報が信頼し

うるためには, 構成要素として, 表現の忠実性のうちの誤りのない妥当な記述 (valid description with freedom from error), 実質優先主義 (substance), 中立性 (neutrality), 慎重性 (prudence), 完全性 (completeness) という特性を有しなければならない。

「原則書」の大きな特徴である前述の目的適合性と信頼性の両方の構成要素を成す表現の忠実性とは, 「情報が目的適合的で信頼しうするためには, それが表示しようとするまたは表示することが合理的に期待される取引やその他の事象の影響を忠実に表現しなければならない」 (para.28) という特性である。これには, 誤りのない妥当な記述と表示のために項目のどの側面を選択するか (側面の選択) という2つの異なった要素が含まれる。前者は信頼性の構成要素であり, 前述した後者は目的適合性の構成要素である。

実質優先主義については, 「情報がその対象となる取引やその他の事象を忠実に表現しようとする場合には, それは単にその法的形態のみではなく, その実質および経済的現実にしたがって処理および表示がなされなければならない」 (para.30) とする。これは, 会社法において, 真実かつ公正な概観の付与を最優先原則と位置づけ, それを盾に当該規定からの離脱が正当化されていること (1989年会社法第226条第1項(5)) に関連しており, 実質優先主義は真実性を支える特性である¹⁶⁾。

中立性については, 「財務諸表に含まれる情報は, それが信頼しうするためには, 中立的すなわち偏向がないものでなければならない」 (para.31) とし, これは前述の真実かつ公正な概観のうちの公正性を支える特性である¹⁷⁾。

16) 岩崎勇稿「イギリスにおける概念的枠組の研究についての一考察—ED, Statement of Principlesを中心として—」『産業経理』第52巻第3号 (平成4年), 93頁。

17) 上掲論文, 93頁。

慎重性については、「不確実性の下で要求される見積りに当たり必要とされる判断の行使に際して、資産または収益の過大表示あるいは負債または費用の過小表示にならないように、ある程度の用心深さを要求するものである。」(para.32) ただし、この慎重性の行使が過度になった場合には、中立性と対立し、したがって、信頼性を失う可能性がある。

完全性については、「財務諸表における情報は、それが信頼しうるためには、重要性およびコストの制限内で、完全でなければならない」(para.33) として、具体的には、情報の省略が虚偽または判断を誤らせる原因を生み、信頼性に欠けかつ目的適合性においても不適切なものとなる可能性がある。したがって、この完全性は、重要性やコスト・ベネフィットといった特性の制限内での相対的完全性を要求する特性である。

次に、副次的特性である比較可能性と理解可能性について検討する。

比較可能性については、「利用者は、企業の財政状態および経営成績の趨勢を明らかにするために、各期を通じて企業の財務諸表を比較できなければならない。また、利用者は他の企業の関連する財政状態、経営成績および財務適応可能性を評価するために、異なる企業の財務諸表も比較できなければならない」(para.34) として、期間比較や企業間比較ができることを要求する。このためには、「類似する取引その他の事象の財務的影響の測定と表示は、一企業内において、またその企業の各期を通じて一貫した方法で行い、さらに異なる企業間においても一貫した方法で行わなければならない」(para.34) として、首尾一貫性 (consistency) を要求する。また、比較可能性を確保するためには、会計方針、その変更およびこの変更の影響を開示し、過年度の情報と対応する数値を示すことも含めて会計基準に準拠すること (compliance with accounting standards) が役立つ (paras.35-37)。

理解可能性については、「財務諸表が提供する情報の重要な特性は、その情報が利用者にとって理解しやすい方法をもって表示されるべきであるということである。この目的に立って利用者は、事業、経済活動、および会計に関して合理的な知識を有し、また合理的に勤勉な態度をもって情報を研究する意志を有すると仮定される」(para.38) とし、この特性は情報の作成者側の利用者にとって理解しやすい表示 (presentation) と利用者側の理解しようとする能力 (users' abilities) を要請している。

そして、目的適合性と信頼性のレベルを制約する特性である質的特性間のバランス、適時性、およびコスト・ベネフィットについて検討する。

質的特性間のバランスとは、たとえば、前述のように中立性と慎重性との間に潜在的対立がある場合に特性間の適切なバランスを達成することである (para.40)。

適時性については、「情報の報告において遅れることが不当である場合には、目的適合性を失うことになる。経営者はタイムリーな報告の相対的な長所と信頼性のある情報の提供とのバランスを保つ必要がある。」(para.41)

コスト・ベネフィットについては、「情報から生じる便益は、それを提供する費用を超過しなければならない」(para.42) ことを要請するものである。

以上、「原則書」における財務情報の質的特性について検討してきたが、主な特徴点として3点があげられる。

(特徴点1) 表現の忠実性を目的適合性と信頼性の両方に関係する特性とみなしている。

(特徴点2) 会社法において真実かつ公正な概観を最優先原則としていることをかんがみて、実質優先主義を信頼性の構成要素に含んでいる。

(特徴点3) 適時性を目的適合性と信頼性の水準を制約する特性とみなしている。

V 「改訂版原則書」における財務諸表の目的と財務情報の特性

ここでは、ASBが1995年に前述の「原則書」の改訂版として公表した「財務報告のための原則書」(Statement of Principles for Financial Reporting: 以下、「改訂版原則書」とする)について検討する。

「改訂版原則書」は、「原則書」の内容を簡略化するとともに、若干の変更を加えて、重要な部分を明瞭化している¹⁸⁾。以下、その変更されている部分について、「原則書」と対比する形で検討する。

まず、財務諸表の目的について、「改訂版原則書」は、「広範囲の利用者が経営者のステュワードシップを評価するためや経済的意思決定を行うために有用である企業の財政状態、経営成績、および財務適応可能性についての情報を提供することである」(para.1.1)とし、「原則書」と異なり、経営者のステュワードシップに関する評価を財務諸表の目的に関して言及している文言に含めている。「原則書」は、経済的意思決定を究極的目的としてあげ、経営者のステュワードシップの評価はそれを行うための手段としてあげていた。しかし、「改訂版原則書」は、経営者のステュワードシップに関して言及している前述の文言を財務諸表の目的に関して言及している文言の次に設けている(para.1.2)。したがって、「改訂版原則書」は、経営者のステュワードシップに関する評価が利用者の経済的意思決定に結びつくことを認めつつも、前者が特に重要であるとみなしていると思われる。

次に、財務情報の質的特性については、「改訂版原則書」は、「財務諸表において提供される情報を利用者が企業の財政状態、経営成績、

および財務適応可能性を評価するために有用なものとする特性」(para.2.1)と定義づけ、「原則書」よりも財務情報の質的特性の範囲を限定し、明確化している。

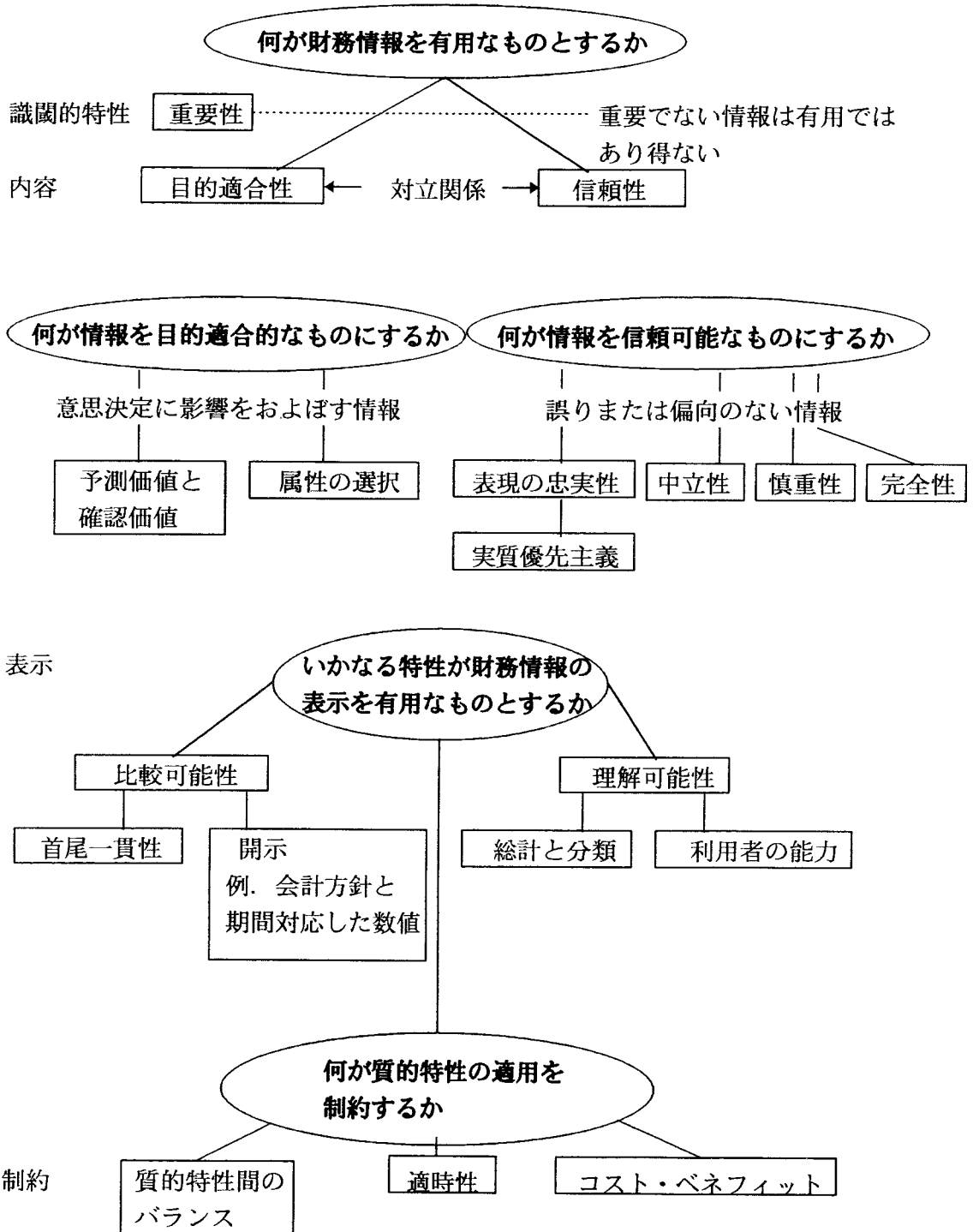
また、「改訂版原則書」は、目的適合性、信頼性、比較可能性、および理解可能性の4つの特性のうち、前2者を内容(content)に関する質的特性とし、後2者を表示(presentation)に関する質的特性としている(paras.2.2-2.4)。そして、両特性間の関係については、「たとえ情報が目的適合的かつ信頼しうるものであっても、それがまた比較可能かつ理解可能でなければ、その有用性は限定される」(para.2.4)としている。「原則書」は、前2者を基本的特性とし、後2者を副次的特性として、両特性を主副に区別し、後2者が前2者を補完する関係であったのに対し、「改訂版原則書」は、その両特性を並列的に扱い、かつ明確に意味づけを行っている。「改訂版原則書」における各質的特性間の相互関係を図示したものが、次頁の図表2である。

各特性の内容について、「改訂版原則書」が「原則書」と大きく異なる点は表現の忠実性に関する位置づけである。「原則書」においては、表現の忠実性は側面の選択と誤りのない妥当な記述という2つの構成要素から成り、前者が目的適合性の構成要素、後者が信頼性の構成要素とみなされていた。つまり、「原則書」は、表現の忠実性を信頼性を支える要素として最も重要と考えつつも、目的適合性の一因としての役割も有しているときなしていた。しかし、「改訂版原則書」においては、前者を属性の選択(choice of attribute)として、目的適合性の単独の構成要素とみなし(para.2.12)、後者を表現の忠実性とみなすことによって、表現の忠実性を信頼性のみの構成要素として位置づけている(paras.2.16-2.17)¹⁹⁾。

18) ASB, Exposure Draft, *Statement of Principles for Financial Reporting*, op. cit., preface. 以下、本文中の本節において括弧内で示されているパラグラフは上記の論文において掲載されている箇所を示す。

19) 表現の忠実性に関する位置づけについては、「改訂版原則書」は、FASBやIASCの概念書と同様の見解を示していると思われる。

図表2 「改訂版原則書」における財務情報の質的特性



(出所) ASB, Exposure Draft, *Statement of Principles, for Financial Reporting*, 1995.

そして、その属性の選択について、「改訂版原則書」は「原則書」に比べて次のように詳細に説明している。すなわち、「財務諸表において項目を表示する場合、表示されようとする項目の属性に関して選択が行われなければならない。財務諸表はそれ自体貨幣単位で表すことができる属性のみを表示しうる。財務諸表において表示される可能性のある貨幣的属性はいくつかある。たとえば、歴史的原価、取替原価、あるいは正味実現可能価額である。そして、財務諸表において報告されるべき属性の選択は、利用者の経済的意思決定に対する目的適合性にもとづかなければならない。」(para.2.12) このように属性の選択を財務情報の特性の中で取り上げ、目的適合性の一要素として限定的に位置づけていることから、認識・測定レベルではかなり詳細かつ確定的に属性の選択が取り扱われていると思われる²⁰⁾。この点に関しては、次稿の課題とする。

また、実質優先主義を表現の忠実性の要素と位置づけている。これは、情報が取引やその他の事象を忠実に表現するためには、法律や会計基準に従わずに実質に従って会計処理や表示が行われることが必要な場合があるからである (para.2.18)。

VI 結 び

以上、「会社報告書」、「ソロモンズ報告書」、「原則書」、および「改訂版原則書」における財務諸表の目的と財務情報の特性について検討してきたが、その4つの公表書を対比的にまとめれば、次頁の図表3のように示すことができる。

まず、財務諸表の目的については、4つの公表書とも利用者の経済的意思決定に役立つことを目的としている点で共通している。対象とする情報利用者については、「会社報告書」、「原則書」、および「改訂版原則書」が政府や一般大衆をも含む7つの集団をあげているのに対し、「ソロモンズ報告書」は投資家、債権者、従業員、および顧客の4つの集団をあげている点で異なるが、利用者に共通的に役立つ一般目的財務報告に焦点を当てている点では共通している。

次に、財務情報の特性については、それぞれ主要な特性である目的適合性と信頼性をあげている点は共通している。しかし、各特性の内容については異なっている。「会社報告書」は各特性の構成要素や各特性間の関係について明らかにしていない。「ソロモンズ報告書」は各特性の構成要素については具体的に示しているものの、各特性を並列的に扱うだけであり、特性間の関係については明白ではない。これらに比べると、「原則書」は特性の構成要素について詳細に示しているだけでなく、各特性の関係についても図式化するなどして明らかにしている。また、「改訂版原則書」にいたっては、各特性間の関係を再考し、明確に分類していると思われる。

20) 属性については、FASB や IASC の概念書では、特性に関する議論の中では取り上げずに、認識・測定に関する議論の中で、数種類の属性を優劣をつけずに並列的に取り上げている。したがって、「改訂版原則書」と FASB や IASC の概念書とは、属性の選択に関する思考が異なるものと思われる。詳細については、次稿の課題とする。

図表3 4公表書の対比表

	「会計報告書」 (1975年)	「ソロモンズ報告書」 (1989年)	「原則書」 (1991年)	「改定版原則書」 (1995年)
財務諸表の目的	利用者の経済的意思決定に役立つ情報の提供	左記に同じ	左記に同じ	左記+経営者のスチュワードシップの評価に役立つ情報の提供
情報内容	報告エンティティの資源や業績についての情報	企業の業績を中心とした情報	企業の財政状態、経営成績、および財務適応可能性についての情報	左記に同じ
利用者の意思決定の内容	明らかにされていない	(1) 企業の財務業績および財政状態の評価 (2) 企業の経営管理に責任がある人の業績の評価 (3) 企業への投資、与信またはその与信の拡張、企業との取引、あるいは企業による雇用に関する意思決定	・企業の現金の創出能力およびその創出の時期や確実性に関する評価 ・経営者のスチュワードシップに関する評価	左記に同じ
情報利用者集団	投資家、債権者、従業員、アナリスト・アドバイザー、取引先、政府、一般大衆	投資家、債権者、従業員、顧客	現在および潜在的な投資家、従業員、債権者、仕入先およびその他の営業上の債権者、得意先、政府および政府に関連する機関、一般大衆	左記に同じ
財務情報の質的特性	(1) 目的適合性 (2) 理解可能性 (3) 信頼性 (4) 完全性 (5) 客観性 (6) 適時性 (7) 比較可能性	(1) 目的適合性 (a) 予測価値 (b) 確認価値 (c) 訂正価値 (d) 適時性 (2) 信頼性 (a) 表現の忠実性 (b) 包括性 (c) 検証可能性 (3) 首尾一貫性 (4) 中立性 (5) 実行可能性	[基本的特性] (1) 目的適合性 (a) 予測価値 (b) 確認価値 (c) 側面の選択 (2) 信頼性 (a) 妥当な記述 (b) 実質優先主義 (c) 中立性 (d) 慎重性 (e) 完全性 [副次的特性] (3) 比較可能性 (a) 首尾一貫性 (b) 会計方針と期間対応した数値の開示 (c) 会計基準に対する準拠性 (4) 理解可能性 (a) 表示 (b) 利用者の能力	[内容に関連する特性] (1) 目的適合性 (a) 予測価値と確認価値 (b) 属性の選択 (2) 信頼性 (a) 表現の忠実性 実質優先主義 (b) 中立性 (c) 慎重性 (d) 完全性 [表示に関連する特性] (3) 比較可能性 (a) 首尾一貫性 (b) 会計方針と期間対応した数値の開示 (4) 理解可能性 (a) 総計と分類 (b) 利用者の能力

**The Development on Conceptual Framework
of Financial Reporting in the United Kingdom
— Focusing on the Objective of Financial Statements
and the Qualitative Characteristics
of Financial Information —**

Tatsuo Kanishima

This paper discusses conceptual framework of financial reporting in the United Kingdom, focusing on the objective of financial statements and the qualitative characteristics of financial information. It picks up the following articles and discusses their features and problems: firstly, The Corporate Report which Accounting Standards Steering Committee (ASSC) published as discussion paper in 1975, secondly, Guidelines for Financial Reporting Standards which David Solomons drafted and Accounting Standards Committee (ASC) published in 1989, thirdly, Statement of Principles which Accounting Standards Board (ASB) published as exposure draft in 1991, lastly, Statement of Principles for Financial Reporting which ASB published as revised versions of Statement of Principles in 1995.

In all articles, the objective of financial statements is basically to provide information that is useful to a wide range of users for making economic decisions. In Statement of Principles for Financial Reporting (1995), also the objective includes providing information that is useful for assessing the stewardship of management.

In the Corporate Report (1975), Statement of Principles (1991) and Statement of Principles for Financial Reporting (1995), users of financial information include investors, lenders, employees, suppliers, customers, government and the public. In Guidelines for Financial Reporting (1989), users include investors, lenders, employees and customers. But all articles focus on general purpose financial reporting that is useful in common to all users.

The qualitative characteristics of financial information are mainly in common relevance and reliability in all articles. But the content of each characteristics is different. In the Corporate Report and Guidelines for Financial Reporting, each characteristics is merely listed in parallel. Statement of Principles indicates the elements of each characteristics in detail and expresses them schematically. Also Statement of Principles for Financial Reporting reviews the relation between each characteristics and classifies them clearly.